

矢吹町 AI 活用型オンデマンドバス導入業務委託 仕様書

1. 業務名称

矢吹町 AI 活用型オンデマンドバス導入業務委託

2. 業務の目的

令和 5 年 9 月に策定された地域公共交通のマスタープランとなる「矢吹町地域公共交通計画」に基づき、町民の日常生活を支え、持続可能な公共交通網の実現に向けて、利便性の高い町内の移動手段確保を図るため、AI を活用した予約・配車等を可能とするオンデマンドバスを導入する。

3. 委託期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。なお、次年度以降も休止期間なく運行継続可能とすること。

4. 運行概要

運行概要については、以下の通りとする。但し、現時点での予定であり、今後変更の可能性があるため、変更時の対応は町と協議の上決定するものとする。

(1) 運行区域及び乗降場所

運行区域は町内全域。

乗降場所は、町が指定する乗降場所（50 箇所程度想定）と利用者が任意に指定する場所の双方を想定する。

(2) 運行方法

道路運送法第 21 条に定める一般乗用旅客自動車運送事業の乗合許可により実施を予定。

指定する運行区域内において、利用者からの予約に基づき、システムが自動生成した経路を運行する。

(3) 運行期間

令和 7 年 1 月～令和 7 年 3 月末

(4) 運行日

平日（土日祝除く）。詳細は別途協議の上で決定。

(5) 運行時間

8 時～18 時を予定。

(6) 運行台数

・ 2 台運行を予定

・ 車両のラッピングを行うものとし、その方法等については町、受注者が協議の上決定するものとする

(7) 利用形態

・ 電話及びアプリ等による予約を実施。電話受付は平日 8 時～18 時を予定

・ 予約受付は乗車希望の 6 日前から直前まで受付

- ・電話もしくはアプリ等での利用登録を実施
- (8) 運賃
 - ・有償での運行を予定
 - ・運賃区分は別途協議の上で決定
- (9) その他
 - ・事前研修や運行開始前の試乗会を予定し、それにかかる費用も本業務に含むものとする

5. 業務内容

業務内容については、(1)システム構築・保守・運用業務(2)導入・運営支援業務(3)その他必要とみなされる業務で構成される。(1)(2)詳細は以下の通りとする。

(1) システム構築・保守・運用業務

- ① 設計・協議
 - (ア) 町と綿密な打ち合わせを行い、使用者に配慮した設計とすること。
 - (イ) 業務の進捗管理を遺漏なく行うこと。
- ② システム構築業務
 - (ア) 以下⑤に示す要求水準及び別紙要件一覧（AI オンデマンド交通システム）に沿ったシステムを構築し、拡張性、マスタリングを行うこと。
- ③ 利用方法の説明・指導、操作研修
 - (ア) 町担当者への説明・指導
 - (イ) 運行事業者への説明・指導、導入前研修、導入後の支援
 - (ウ) 住民説明会における説明・指導に係る相談・支援
- ④ 保守・運用
 - (ア) 町の就業時間内（平日 8:30～17:15 まで）は町及び運行事業者からの電話及び電子メール等による問い合わせの受付を行うこと。
 - (イ) ただし、緊急時においては、この限りではない。
 - (ウ) システム障害が発生した際は、速やかに復旧の措置を講じること。
 - (エ) また、障害の原因や対応状況について、復旧までの間、町に随時報告すること。
- ⑤ システム概要及び実績要件
 - (ア) 配車システムは、効率的な運行ルートの作成、運行をサポートする目的で、以下⑥及び別紙要件一覧（AI オンデマンド交通システム）を全て満たす「デマンド配車システム」、「ユーザーアプリ」、「ドライバーアプリ」、「管理者Web」の機能をクラウド型システムにて構成されること。
 - (イ) ユーザーアプリの利用が困難な利用者に配慮し、電話による配車受付手段も具備すること。
 - (ウ) 他の自治体に対し令和4年度以降の履行実績が10件以上あること。
- ⑥ システム要件
 - (ア) 予約・配車・運行管理に関わる基本機能（デマンド配車システム）
 - a. AIを活用した効率的な自動配車、自動ルート生成が可能であること。
 - b. 1つのシステム内で利用者を限定した複数のサービス及び料金区分等の設定が

可能であること。

- c. 乗車予約関連の操作に特化した専用スマートフォンアプリ、及び同様の機能を備えたWebからの予約の双方が可能であること。
- d. 利用者からの予約（電話・アプリ・Web・LINE）を受け付け、瞬時に運行車両へ乗車降車情報をリアルタイムに配信できること。
- e. 電話での予約を受け付ける際に、オペレーターによる管理者Webへの手動登録ができること。
- f. 予約締切時間を任意に指定することができること。
- g. 乗降拠点方式と自宅等の利用者が指定する任意の地点での乗降（ドア to ドア）方式の双方及びハイブリッドでの対応が可能であり、国内での実績を有すること。
- h. 予約受付方法は「即時予約」「事前予約」方式の双方に対応可能であり、国内での実績を有すること。ただし、短期間及び無償での実証運行の実績は含めない。
- i. 運行範囲及び敷地内経路・通行不可道路の設定が可能であること。
- j. 他サービスとのAPI連携が可能であり、国内での実績を有すること。オープンAPIを有していること。
- k. システム上でデジタルクーポン・定期券などの発行・運用が可能であること。
- l. 定時定路線型方式の運行とフルデマンド方式の運行双方でシステム上設定でき、国内での実績を有すること。ただし、実証運行の実績は含めない。
- m. エリア別の運賃設定の他に距離別の運賃設定ができ、国内での実績を有すること。ただし、実証運行の実績は含めない。
- n. 交通系ICカードやクレジットカード決済等のキャッシュレス決済サービスと連携できる機能を保持し、国内での実績を有し、国内での実績を有すること。ただし、実証運行の実績は含めない。

(イ) ユーザーアプリ

- a. 予約の確定及び予約状況の確認、そのキャンセル、乗降ポイントの案内、車両位置情報の確認ができること。
- b. 乗車人数、乗車希望時間を任意に指定することができること。
- c. ユーザーが指定した現在地、目的地を踏まえ、システムが乗車降車ポイントを確定し、ユーザーアプリ上でも確認できること。
- d. 英語表記に対応していること。
- e. iOSとAndroid双方に対応すること。

(ウ) LINE ミニアプリ

- a. 町の公式LINEから予約機能を起動できること。
- b. LINE ミニアプリ内で利用者情報の登録・予約が完結すること。
- c. LINE IDと連携することでパスワード及び認証コードの設定・入力が不要であること。
- d. 予約の確定及び予約状況の確認、そのキャンセル、乗降ポイントの案内ができること。
- e. 乗車人数、乗車希望時間を任意に指定することができること。

- f. ユーザーが指定した現在地、目的地を踏まえ、システムが乗車降車ポイントを確認し、ユーザーアプリ上でも確認できること。
- g. iOS と Android 双方に対応すること。

(エ) ドライバーアプリ

- a. ドライバーアプリは乗務員に対するナビゲーション機能を有すること（利用者の乗降場所及び運行ルートを表示など）。また、予約発生時に適切にドライバーに通知する機能を有すること。
- b. 運行に必要な利用者に関する情報（利用者メモ、乗降場所メモなど）を共有する機能を有していること。
- c. 利用者が乗車及び降車した情報を、システムサーバへ送信する機能を有していること。
- d. インターネット回線のトラブル等でシステムサーバと通信ができない場合でも、受信済みの予約データをもとに運行が継続できること。
- e. ドライバーアプリは iOS か Android いずれかに対応すること。

(オ) 運行管理機能（管理者Web）

- a. 管理者Webは指定のURLにアクセスすることで利用可能とすること。
- b. 車両予約：管理者Webにて運行車両の予約状況・位置情報を確認できること
- c. 利用者の情報：管理者Webにて利用者情報を登録、修正、削除できること。
- d. 利用者予約：管理者Webにて利用者の予約状況を把握できること。また、予約情報を登録、修正、削除できること。
- e. 車両管理：管理者Webにて運行する車両を登録、修正、削除できること。また、運行により取得する乗降データを無料で出力できること。
- f. 運行管理：異常発生時に管理者Webにて新規の予約受付停止ができること。また、過去の運行記録について確認ができること。
- g. ドライバーシフト登録：管理者Webにてドライバーの運転シフト（運転、休憩）が登録、修正、削除ができること。
- h. 運行実績・利用実績（日別・時間帯別等）を随時確認できること。また、利用実績（1件明細の乗降履歴・日別・時間帯別等）を無料でCSV等のファイル形式でダウンロードすることが管理者権限で制約なく実施できること。

(2) 導入・運営支援

① 業務進捗管理

契約後から運行開始までの間、本町と随時打ち合わせを行い、事業進捗に係る相談・支援を行うこと。

② 地域合意形成に向けた支援

地域住民や地元交通事業者、関係各所（地方運輸局等）への説明・協議を行うにあたり、委託業務範囲に係る資料の準備や説明事項の整理に関し、相談・支援を行うこと。

③ 運行体制構築に向けた支援

運行業務および電話受付業務を行う運行事業者に対して、システムの操作研修の実施及び

運行体制の構築・準備等に関し、相談・支援を行うこと。

④ 利用促進に向けた支援

利用者登録支援に向けたチラシ作成や、プレスリリース、住民説明会の実施に当たり、委託業務範囲に係る企画の立案や、資料の準備、説明事項の整理等に関し、相談・支援を行うこと。

⑤ その他事業運営に関わる支援

事業運営組織に対して、オンデマンド交通事業運営全体に対する助言・支援を同事業の自主運営実績・他自治体での本格運行（実証を除く）支援実績等に基づき、相談・支援を行うこと。

⑥ 運行開始後の定着・改善支援

運行開始後、利用データの実績集計・分析を毎月実施・報告し、運行体制の改善について、相談・支援を行うこと。

(3) その他追加提案

本仕様書は、最低限必要と考えている事項を記載したものであり、受託者は構築の目的や基本方針等を勘案し、その専門的立場から他自治体の事例や今後の技術革新を見据え、本業務の費用の範囲内において効果的な提案がある場合は、積極的な提案を求める。

6. 納品物

以下の納品物を町が指定する場所に、紙及び電子データで納品すること

- (1) プロジェクト計画書
- (2) サービス説明書
- (3) サービス利用規約
- (4) システム設定書
- (5) 保守・運用体制
- (6) ユーザーアプリマニュアル
- (7) ドライバーアプリマニュアル
- (8) 管理者Webマニュアル

7. 委託料請求・支払等

委託料の請求及び支払いについては契約前に本町と受託者にて別途協議を行い決定するものとする。

8. 再委託の制限等

本業務の一部履行を第三者に委託する場合、町に確認・合意を得なければならない。

9. 秘密の保持

本業務の履行に関して知り得た情報を他に利用、開示してはならない。また、個人情報の取り扱いについては、矢吹町個人情報保護法施行条例を遵守するものとし、データの秘密保持について万全

の管理を行うこと。

10. その他の事項

- (1) 発注者は、本業務の処理状況について随時調査し、必要な報告を求め、監査することができる。また、本業務の実施について、必要な事項に係る指示をすることができる。
- (2) この基本仕様書に定めのない事項が生じた場合については、双方協議の上実施する。

11. 事務局

問い合わせ及び書類の提出先は以下の通りとする。

名称	矢吹町役場 まちづくり推進課 協働推進係（担当：小林）
所在地	〒969-0296 福島県西白河郡矢吹町一本木 101 番地
電話・FAX	電話：0248-42-2112 FAX：0248-42-2138
電子メール	machizukuri@town.yabuki.fukushima.jp